

本宮市農業委員会 平成28年7月総会 議事録

1. 開催日時 平成28年7月19日(火)午後3時30分
2. 開催場所 本宮市役所 3階「大会議室」
3. 出席委員

1 番 佐藤 孝昭	2 番 三瓶 和彦	3 番 渡邊 利一
4 番 國分 政利	5 番 渡邊 謙輔	6 番 渡邊 孝一
	8 番 川名 信司	9 番 鍋島 正則
10 番 遠藤 政幸	11 番 國分 関夫	12 番 渡邊 平二
13 番 國分 新司	14 番 遠藤 巖	15 番 鈴木 哲彌
16 番 影山 公平	17 番 伊藤 隆一	
4. 欠席委員
5. 遅参委員
6. 職員 事務局長 渡邊 孝江
7. 書記 主査 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会7月定例会を開会いたします。欠席の通告はありません。開会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会7月定例会を開会いたします。(時節の事柄)

事務局長 本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、会長が議長を務め議事進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。12番渡邊平二委員13番國分新司委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

國分委員 議長

会長伊藤 隆一 國分委員

現地調査委員長 去る7月12日午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。調査委員は、渡邊謙輔委員、遠藤政幸委員、鍋島正則委員です。議案第30号件番1号は、平成26年11月12日付転用許可を受けたものですが、通路転用分が許可以上のもとなり、事業計画変更を平成27年11月に申請されましたが、事前着工と認められたため、不受理扱いとされました。平成28年5月定例総会において、現状回復が妥当とされ、5月27日付にて現状回復の通知を発しておりました。
現状回復については、配布しております写真資料をご参照願います。7月12日の現地調査委員会において、転用違反の部分について、アスファルトと植木の撤去を確認し山砂にて埋戻しをしたことにより、現状回復と判断しました。

事業計画変更申請では、通路位置の変更と回転面積の確保及びパイプハウスとの連携通路を確保するため、59 m²ほど増えることとなります。既に住宅敷地以外の農地にはパイプハウスにて、農作物を収穫しており、営農を再開しております。

土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思われま。以上の経緯で議案第30号件番1号、議案第31号件番1号を受理し、総会に議案上程することに妥当との判断を致しました。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 ありがとうございます。6月定例会で意見を附して福島県知事に進達した許可処分について事務局より報告いたさせます。

事務局 議長

会長伊藤 隆一 事務局

事務局 6月定例会で許可適当の意見を付して福島県知事へ進達いたしました、農地法第5条10件は7月12日付けで許可になりました。

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、農地転用現地調査委員長報告につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。

会長伊藤 隆一 議案第29号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項を上程します。申請1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡邊委員 はい。議長

会長伊藤 隆一 渡邊孝一委員。

渡邊委員 議案第29号件番1について、7月15日に現地調査及び申請内容の確認を鍋島正則委員と実施致しました。生前一括贈与による所有権移転です。後継者も意欲的に農業に従事しており、申請内容との不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 ご苦労様でした。議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第29号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第29号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに決定いたしました。

事務局長 議長
 会長伊藤 隆一 局長
 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。
 影山委員 はい。議長
 会長伊藤 隆一 影山委員。
 影山委員 議案第29号件番2について、7月10日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤巖委員と実施致しました。所有権移転贈与であり、譲受人も意欲的に農業に従事しており、申請内容との不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番2につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 ご苦労様でした。議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第29号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請2番は許可とすることに異議ありませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第29号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請2番は許可とすることに決定いたしました。
 申請3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長
 会長伊藤 隆一 局長
 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。
 影山委員 はい。議長
 会長伊藤 隆一 影山委員。
 影山委員 議案第29号件番3について、7月10日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤巖委員と実施致しました。所有権移転売買であり、譲受人も意欲的に農業に従事しており、申請内容との不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番3につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 ご苦労様でした。議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
 (異議なし)

- 会長伊藤 隆一 議案第 29 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 3 番は許可とすることに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 29 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 3 番は許可とすることに決定いたしました。
申請 4 番を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 局長
(事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 第 3 条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。
- 影山委員 はい。議長
- 会長伊藤 隆一 影山委員。
- 影山委員 議案第 29 号件番 4 について、7 月 10 日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤政幸委員と実施致しました。規模拡大による所有権移転売買です。譲受人は意欲的に農業に従事しており、申請内容との不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 4 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。
- 会長伊藤 隆一 ご苦労様でした。議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 議案第 29 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 4 番は許可とすることに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 29 号農地の権利移動制限について農地法第 4 条第 1 項申請 4 番は許可とすることに決定いたしました。
申請 5 番を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 局長
(事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 第 3 条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。
- 渡邊委員 はい。議長
- 会長伊藤 隆一 渡邊平二委員。
- 渡邊委員 議案第 29 号件番 5 について、7 月 9 日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤政幸委員と実施致しました。規模拡大による所有権移転売買です。譲受人は意欲的に農業に従事しており、申請内容との不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 5 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。
- 会長伊藤 隆一 ご苦労様でした。議案に対する質疑を行います。

- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 議案第 29 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 5 番は許可とすることに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 29 号農地の権利移動制限について農地法第 4 条第 1 項申請 5 番は許可とすることに決定いたしました。
- 会長伊藤 隆一 次に、議案第 30 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」件番 1 及び議案第 31 号「農地の転用制限について」件番 1 は関連が有りますので、本宮市農業委員会会議規則第 10 条の規定により一括上程したいと思いますが異議ございませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、一括上程いたします。議案第 30 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」件番 1 及び議案第 31 号「農地の転用制限について」件番 1 について、事務局の説明を求めます。
- (異議なし)
- 事務局 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。異議なしと認め、採決を行います。議案第 30 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 1 番について及び議案第 31 号「農地の転用制限について」申請 1 番は、許可適當の意見を付して、福島県知事に進達することに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 30 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 1 番及び議案第 31 号「農地の転用制限について」申請 1 番は、許可適當の意見を付して、福島県知事に進達することに決定いたしました
次に、議案第 32 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案第 32 号農用地利用集積計画、再設定 1 件、新規設定 4 件、計 5 件の議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 32 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定 1 件、新規設定 4 件、計 5 件の議案案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 32 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定 1 件、新規設定 4 件、計 5 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。
次に、議案第 33 号「本宮農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 33 号「本宮農業振興地域整備計画の変更について」は、異議なしの意見を付して回答することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 33 号「本宮農業振興地域整備計画の変更について」は、異議なしの意見を付して回答することに決定致しました。
以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 以上を持ちまして、本宮市農業委員会 7 月の定例会を終了いたします。

平成 28 年 7 月 19 日

(閉会午後 4 時 20 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席 12 番委員 渡邊 平二

議席 13 番委員 國分 新司